



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第187号 令和2年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
53	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課 行政改革室
54	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
55	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同

【告示】

番号	表題	担当課名
194	機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示	人事課 行政改革室

【訓令】

番号	表題	担当課名
3	徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令	人事課
6	機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令	人事課 行政改革室
7	徳島県全国知事会戦略本部設置規程	同

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）

- 一 消費者庁新未来創造戦略本部の設置を機に、国際的視点を踏まえた消費者政策を一層加速するとともに、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、消費者くらし政策課及び消費生活創造室を消費者政策課へ改組することとした。
- 二 地方創生の取組を推進するとともに、移住交流の促進をはじめとするとくしま回帰に向けた取組の更なる強化のため、地方創生推進課をとくしま回帰推進課へ改組することとした。
- 三 未来技術を活用したイノベーションの創出や市町村支援を通じ、Society 5.0の実現に向けた取組を推進し、地域課題の解決を図るため、地域振興課をSociety 5.0推進課へ改組することとした。
- 四 アクティブシニアの活躍や障がい者によるスポーツ及び文化芸術活動の振興、県内在住外国人への支援等を通じ、多様な個人が活躍し、自己実現できる社会の実現に向けた取組を総合的に推進するため、ダイバーシティ推進課を設置することとした。
- 五 図書館等の社会教育施設を知事が所管することにより、当該施設とあわ文化の振興や文化財の保護及び活用といった文化行政との連携を強化し、交流人口の拡大に繋げるため、徳島県文化の森振興センターを設置することとした。
- 六 県内の競技力の向上はもとより、東京オリンピック・パラリンピックへの対応や、ワールドマスタースターズゲームズ関西二千二十一の開催準備を強力に推進する体制を整備するため、国際スポーツ局及び国際スポーツ大会課を設置することとした。
- 七 地域包括ケアシステムを構築するとともに、フレイル予防や認知症対策による介護予防の充実を図り、高齢者が地域で健康に過ごせる環境を実現するため、長寿いきがい課に生涯健康室を設置することとした。
- 八 新たな森林管理システムによる施策やインターネット・オブ・シングス活用関連技術、人工知能関連技術等を活用し、林業の成長産業化を図り、地方創生の実現を目指すスマート林業プロジェクトを推進するため、林業戦略課をスマート林業課へ改組することとした。
- 九 治水、利水や災害対策等の幅広い観点から、地域の特性及び実情を踏まえた流域単位の流域水管理行動計画の策定を推進するとともに、命を守るためのソフト対策を加速するため、水管理政策課及び水災害対策室を設置することとした。
- 十 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。
- 十一 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）
 - 一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。
 - 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。
機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第五十五号）
 - 一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。
 - 1 徳島県会計規則
 - 2 徳島県収入証紙条例施行規則
 - 3 徳島県公有財産取扱規則

- 4 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
 - 5 河川法施行細則
 - 6 徳島県職員被服等貸与規則
 - 7 徳島県物品購入審査委員会規則
 - 8 徳島県職員の勤務発明等に関する規則
 - 9 徳島県県有車両管理規則
 - 10 徳島県用度事業特別会計規則
 - 11 徳島県庁舎等管理規則
 - 12 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則
 - 13 正木ダム操作規則
 - 14 福井ダム操作規則
 - 15 徳島県公文書管理規則
 - 16 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則
 - 17 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則
- 二 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第五十三号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表危機管理部の項の項名を「危機管理環境部」に改め、同表県民環境部の項を次のように改める。

未来創生文化部	国際スポーツ局
---------	---------

第五条第二項の表危機管理部の項の項名を「危機管理環境部」に改め、同項中「消防保安課」を「消防保安課 環境首都課 環境指導課 環境管理課」に改め、同表危機管理部の消費者くらし安全局の項中「消費者くらし政策課」を「消費者政策課」に改め、同表政策創造部の地方創生局の項中「地方創生推進課 地域振興課」を「とくしま回帰推進課 Society五・〇推進課」に改め、同表県民環境部の項を次のように改める。

未来創生文化部	未来創生政策課 ダイバーシティ推進課 男女参画・人権課 次世代育成・青少年課 県民文化課 文化資源活用課
国際スポーツ局	スポーツ振興課 国際スポーツ大会課

第五条第二項の表商工労働観光部の項中「観光政策課 国際課」を「観光政策課」に改め、同表農林水産部の項中「林業戦略課」を「スマート林業課」に改め、同表県土整備部の項中「河川整備課 流域水管理課」を「水管理政策課 河川整備課」に改め、同条第三項中「消費者くらし政策課」を「消費者政策課」に改める。
第七条の表消費者くらし政策課の項を次のように改める。

環境首都課	自然エネルギー推進室
-------	------------

第七条の表環境首都課の項及びスポーツ振興課の項を削り、同表長寿いきがい課の項中「いきがい・活躍推進室」を「生涯健康室」に改め、同表中障がい福祉課の項を削り、林業戦略課の項を次のように改める。

スマート林業課	プロジェクト推進室
---------	-----------

第七条の表住宅課の項の次に次のように加える。

--	--

水管理政策課

水災害対策室

第八条中「危機管理部消防保安課」を「危機管理環境部消防保安課」に改める。
第十八条第二項の表人権教育啓発推進センター所長の項及び男女共同参画交流センター所長の項中「県民環境部」を「未来創生文化部」に改め、同表県政広報幹の項の次に次のように加える。

災害医療幹	医療政策課広域 医療室	上司の命を受け、災害医療体制の確保並びに災害時医療活動における応援及び受援に関する事務を処理する。
-------	----------------	---

第十八条第二項の表海外戦略調整幹の項中「国際課」を「商工政策課」に改め、同表航空消防防災担当室長の項の次に次のように加える。

くらし安全担当室長	消費者くらし安全局消費者政策課	上司の命を受け、県民生活の安全に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
-----------	-----------------	---

第十八条第二項の表HACCP推進担当室長の項の次に次のように加える。

移住交流担当室長	地方創生局とくしま回帰推進課	上司の命を受け、移住交流の促進に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
----------	----------------	---

第十八条第二項の表ワールドマスターズゲームズ担当室長の項中「スポーツ・文化局スポーツ振興課」を「国際スポーツ局国際スポーツ大会課」に改める。
第三十二条第一項の表県民環境部の項の前に次のように加える。

危機管理環境部	徳島県立保健製薬環境センター	徳島市新蔵町三丁目
---------	----------------	-----------

第三十二条第一項の表県民環境部の項を次のように改める。

未来創生文化部	徳島県中央こども女性相談センター	徳島市昭和町五丁目	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
---------	------------------	-----------	---------------------------------------

第三十四条第一項の表危機管理部の項の項名を「危機管理環境部」に改め、同表県民環境部の項を次のように改める。

--	--	--	--

未来創生文化 部	徳島県立徳島学 院	児童福祉法（昭和二十二 年法律第六十四号）第 四十四条及び児童福祉法 施行令（昭和二十三年政 令第七十四号）第二十六 条	鳴門市大麻町
徳島県文化の森 振興センター	徳島県文化の森総合公園 文化施設の運営を総合的 に推進するため	徳島市八万町	

第三十四条第二項の表徳島県産業人材育成センターの項の前に次のように加える。

徳島県文化の 森振興センタ ー	徳島県立図書館 （以下「図書館 」という。）	徳島市八万町	
徳島県立博物館 （以下「博物館 」という。）	徳島市八万町		
徳島県立近代美 術館（以下「美 術館」という。 ）	徳島市八万町		
徳島県立文書館 （以下「文書館 」という。）	徳島市八万町		
徳島県立二十一 世紀館（以下「 二十一世紀館」 という。）	徳島市八万町		
徳島県立鳥居籠 蔵記念博物館（ 以下「鳥居記念 館」という。）	徳島市八万町		

第三十八条第一項中「徳島県立徳島学院」の下に「、図書館、博物館、美術館、文書館、二十一世紀館、鳥居記念館」を加える。

第三十九条第一項の表副所長の項中第四号を第六号とし、第二号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 徳島県文化の森振興センター

第三十九条第一項の表副所長の項中第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 徳島県自治研修センター

第三十九条第一項の表副校長の項の次に次のように加える。

副館長	
一	図書館
二	博物館
三	美術館
四	文書館
五	二十一世紀館
六	鳥居記念館

第三十九条第一項の表次長の項中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 徳島県立保健製薬環境センター

第三十九条第一項の表次長の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「副校長」の下に「、副館長」を加える。

第四十一条第一項の表上席研究員の項の次に次のように加える。

上席学芸員	
上司の命を受け、博物館、美術館又は鳥居記念館の重要施策又は重要事業の推進に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に従事する。	

第四十一条第一項の表専門研究員の項の次に次のように加える。

専門学芸員	
上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に従事する。	

第四十一条第一項の表研究係長の項の次に次のように加える。

学芸係長	
上司の命を受け、博物館、美術館又は鳥居記念館の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に関し命ぜられた事項を処理する。	

第五十六条第二項の表中消費者行政新未来創造統括本部長の項及び働き方改革実践統括

本部長の項を削り、産学官連携・イノベーション創出統括本部長の項の次に次のように加える。

外国人材受入促進統括本部長	上司の命を受け、外国人材の県内における就業及び定着の促進に関する事務を総括整理する。
働き方改革実践統括本部長	上司の命を受け、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、労働環境の整備その他働き方に係る施策の総合的な推進に関する事務を総括整理する。

第五十六条第二項の表とくしまインダストリー四・〇推進統括本部長の項を次のように改める。

Society 五・実装統括本部長	上司の命を受け、人工知能関連技術やインターネット・オブ・シングス活用関連技術その他の未来技術の活用による地域課題の解決に関する事務を総括整理する。
-------------------	---

第五十六条第二項の表国際スポーツ大会・インバウンド推進統括本部長の項の次に次のように加える。

消費者行政新未来創造統括本部長	上司の命を受け、消費者庁及び独立行政法人国民生活センターとの連携並びにこれらの機関の県内への移転の推進に関する事務を総括整理する。
-----------------	---

別表第一スポーツ・文化局の項を次のように改める。

国際スポーツ局	一 スポーツの振興及び国際スポーツ大会の開催に関する施策の総合的な推進に関すること。
---------	--

別表第二危機管理政策課の項第一号中「危機管理」の下に「及び環境行政」を加え、同項第四号中「危機管理部」を「危機管理環境部」に改め、同表とくしまゼロ作戦課の項第一号中「南海地震対策」を「南海トラフ巨大地震対策」に改め、同項第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十七条第一項の規定による自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

別表第二消防保安課の項の次に次のように加える。

環境首都課	一 環境政策の企画及び調整に関すること。
-------	----------------------

	<ul style="list-style-type: none"> 二 徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の施行に関すること。 三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。 五 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の施行に関すること。 六 環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること。 七 資源の再利用、再生化等に関する施策の企画及び調整に関すること。 八 環境教育及び環境学習の企画及び調整に関すること。 九 環境マネジメントシステムの総合調整に関すること。 十 省資源運動の推進に関すること。 十一 自然保護に関すること。 十二 自然公園に関すること（県土整備部及び総合県民局県土整備部で行う土木工事の施行に関するものを除く。）。 十三 徳島県環境創造基金に関すること。 十四 徳島県環境審議会に関すること。 十五 徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。 十六 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に関すること。
<p style="text-align: center;">環境指導課</p> <p style="text-align: center;">自然エネルギー推進室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 十七 自然エネルギーに関する企画及び調整に関すること。 十八 自然エネルギー協議会に関すること。 十九 自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）の施行に関すること。 二 廃棄物適正処理の推進に関すること。 三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関すること。 四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）の施行に関すること（建設資材廃棄物の再資源化等に係ることに限る。）。 五 廃棄物の広域処理に関すること。 六 徳島県廃棄物処理計画に関すること。 七 徳島県分別収集促進計画に関すること。 八 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関すること。

	<p>九 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の施行に関する事。</p> <p>十 徳島県自動車廃物認定委員会に関する事。</p> <p>十一 一般財団法人徳島県環境整備公社に関する事。</p>
<p>環境管理課</p>	<p>一 有害化学物質に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の施行に関する事。</p> <p>三 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関する事。</p> <p>五 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の施行に関する事。</p> <p>六 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）の施行に関する事。</p> <p>七 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の施行に関する事。</p> <p>八 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）の施行に関する事。</p> <p>九 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）の施行に関する事。</p> <p>十 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）の施行に関する事。</p> <p>十一 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）の施行に関する事。</p> <p>十二 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関する事。</p> <p>十三 徳島県生活環境保全条例の施行に関する事（生活環境の保全に関する規制等に係るものに限る。）。</p> <p>十四 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の施行に関する事。</p> <p>十五 徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）の施行に関する事。</p> <p>十六 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行に関する事。</p> <p>十七 環境配慮の推進に関する事。</p> <p>十八 公害紛争処理法に規定するあつせん委員、調停委員会及び仲</p>

裁委員会並びに徳島県環境影響評価審査会に関すること。

別表第二消費者くらし政策課の項を次のように改める。

消費者政策課	
一 消費者施策の企画及び調整に関すること。 二 消費者施策に係る国及び関係団体との連携の推進に関すること。 三 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の施行に関すること。 四 生活関連商品の価格動向の調査等に関すること。 五 不当品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の施行に関すること（安全衛生課の分掌に属するものを除く。） 六 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の施行に関すること。 七 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の施行に関すること。 八 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の施行に関すること。 九 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の施行に関すること。 十 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。） 十一 徳島県安全で安心なまちづくり条例（平成十八年徳島県条例第七十八号）の施行に関すること。 十二 交通安全対策の総合的な企画及び調整に関すること。 十三 交通事故被害者に対する相談及び指導その他交通事故被害者の救済対策に関すること。 十四 徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成二十八年徳島県条例第三号）の施行に関すること。 十五 徳島県消費生活審議会及び徳島県交通安全対策会議に関すること。 十六 徳島県消費者情報センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。	

別表第二市町村課の項第一号中「地域振興課」を「とくしま回帰推進課」に改め、同項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表地方創生推進課の項及び地域振興課の項を次のように改める。

とくしま回帰推進課	一 地方創生及び市町村等の振興に関する施策の企画及び調整に関すること。
-----------	-------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> 二 市町村の自主的合併の支援及び広域行政の推進に関すること。 三 過疎地域、山村及び離島の振興に関すること。 四 とくしま集落再生プロジェクトの推進に関すること。
Society五・〇 推進課	<ul style="list-style-type: none"> 一 Society五・〇の実現に資する施策の企画及び調整に関すること。 二 情報通信基盤の整備の推進に関すること。 三 電子自治体の推進に関すること。

別表第二税務課の項中第二号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法人事業税交付金の交付に関すること。

別表第二税務課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表総務事務管理課の項第三号中「報酬及び賃金」を「及び報酬並びにパートタイム会計年度任用職員の給料、職員手当及び共済費」に改め、同表県民環境施策課の項の項名を「未来創生政策課」に改め、同項第一号中「県民生活及び環境行政」を「多様な主体の連携及び協働による活動並びに県民生活」に改め、同項中第二号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

ダイバーシティ推進課	<ul style="list-style-type: none"> 一 ダイバーシティの推進に関する施策の総合的な調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二 障がい者及び高齢者の活躍推進に関すること。 三 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例（平成十九年徳島県条例第十四号）の施行に関すること。 四 国際交流に係る企画及び調整に関すること。 五 多文化共生に関すること。 六 海外移住、海外技術協力その他国際交流の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 七 旅券の交付に関すること。
------------	---

別表第二次世代育成・青少年課の項第十一号中「徳島県少子化対策緊急強化基金」を「徳島県次世代はぐくみ未来創造基金」に改め、同表環境首都課の項から環境管理課の項までを削り、同表県民文化課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

文化資源活用課	<ul style="list-style-type: none"> 一 文化財の保護及び活用に関すること。 二 世界遺産及び日本遺産への登録に向けた活動に関すること。 三 銃砲刀剣類の登録審査等に関すること。 四 徳島県立埋蔵文化財総合センターに関すること。
---------	--

別表第二スポーツ振興課の項及び文化資源活用課の項を次のように改める。

<p>スポーツ振興課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。 二 東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金に関すること。 三 国際スポーツ局の庶務事務の処理に関すること。 四 徳島県スポーツ推進審議会に関すること。 五 徳島県立中央武道館に関すること。 六 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。
<p>国際スポーツ大会課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 国際スポーツ大会に係る施策の企画及び調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 二 国際スポーツ大会等の誘致及び交流事業に関すること。 三 ワールドマスターズゲームズ二千二十一関西の開催に関すること。

別表第二薬務課の項第九号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同表長寿いきがい課のいきがい・活躍推進室の項の項名を「生涯健康室」に改め、同項第十二号中「生きがいづくり及び活動の場づくり」を「健康長寿の推進」に改め、同表障がい福祉課の項を次のように改める。

<p>障がい福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 心身障害者福祉に関すること。 二 障がい者の社会参加に関すること。 三 障がい者の就労支援に関すること。 四 社会福祉法の施行に関すること（心身障害者福祉に係るものに限る。）。 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。 六 発達障害者支援法の施行に関すること。 七 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の施行に関すること。 八 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の施行に関すること。 九 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例（平成二十七年徳島県条例第七十一号）の施行に関すること。 十 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の施行に関すること。 十一 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団及び公益財団法人徳島県福祉基金に関すること。
---------------	---

- 十二 徳島県障がい者施策推進協議会、徳島県障害者介護給付費等不服審査会、徳島県障害児通所給付費等不服審査会及び徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会に関する事。
- 十三 徳島県障がい者相談支援センター及び徳島県発達障がい者総合支援センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関する事。
- 十四 徳島県立障がい者交流プラザに関する事。

別表第二商工政策課の項中第四号を削り、第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 国際化に係る総合調整に関する事。
- 別表第二商工政策課の項第五号を次のように改める。
- 五 産業の国際化に関する事。

別表第二商工政策課の項第六号を削り、同項第七号中「、国際課」を削り、同号を同項第六号とする。

別表第二企業支援課の項中第二十一号を第二十四号とし、第十一号から第二十号までを三号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の三号を加える。

- 十一 商工金融に関する事。
- 十二 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の施行に関する事。
- 十三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の施行に関する事。

別表第二国際課の項を削り、同表畜産振興課の項第九号中「人工授精師」を「家畜人工授精師」に改め、同表林業戦略課の項を次のように改める。

スマート林業課

- 一 林業の振興並びに森林及び林業に関する総合的な企画及び調整に関する事。
- 二 森林計画に関する事。
- 三 森林及び林業の統計に関する事。
- 四 林業技術の普及及び指導に関する事。
- 五 特用林産物の生産奨励に関する事。
- 六 林業金融に関する事（農林水産政策課の分掌に属するものを除く。）。
- 七 森林病虫害等の防除に関する事。
- 八 森林災害予防の啓発に関する事。
- 九 徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）の施行に関する事。
- 十 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関する事（プロジェクト推進室の分掌に属するものを除く。）。
- 十一 環境緑化に関する事（都市緑化に係るものを除く。）。
- 十二 地球温暖化の防止対策に関する事（森林の保全の推進等に係るものに限る。）。
- 十三 県営林及び公団造林に関する事。

	<p>十四 公有林に関すること。</p> <p>十五 入会林野等に関すること。</p> <p>十六 徳島県森林整備担い手対策基金、徳島県森林整備地域活動支援基金及び徳島県公有林化等推進基金に関すること。</p> <p>十七 徳島県森林審議会に関すること。</p> <p>十八 徳島県立神山森林公園及び徳島県立高丸山千年の森に関すること。</p> <p>十九 間伐に関すること（倒木対策に係るものに限る。）。</p> <p>二十 林業用の種苗及び育苗種に関すること。</p> <p>二十一 林業労働者対策に関すること（林業労働安全衛生に係るものに限る。）。</p>
<p>プロジ エクト 推進室</p>	<p>二十二 スマート林業プロジェクトの推進に関すること。</p> <p>二十三 造林に関すること。</p> <p>二十四 間伐に関すること（倒木対策に係るものを除く。）。</p> <p>二十五 木材産業の振興に関すること。</p> <p>二十六 木材の利用促進に関すること。</p> <p>二十七 森林経営管理法の施行に関すること（民間事業者の選定等及び林業経営者に対する支援措置に係るものに限る。）。</p> <p>二十八 森林組合に関すること（法人検査課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>二十九 林業労働者対策に関すること（林業労働安全衛生に係るものを除く。）。</p> <p>三十 徳島県貯木場に関すること。</p>

別表第二農山漁村振興課の項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）の施行に関すること。
別表第二営繕課の項の次に次のように加える。

<p>水管理政策 課</p>	<p>一 水資源の総合調整に関すること。</p> <p>二 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>三 県が管理するダムの維持管理に関すること。</p> <p>四 濁り対策の推進及び調整に関すること（ダムに起因するものに限る。）。</p> <p>五 直轄河川整備の総合調整に関すること。</p> <p>六 水管理政策課、河川整備課、砂防防災課及び水・環境課の庶務事務の処理に関すること。</p>
--------------------	---

<p>水災害 対策室</p>	<p>七 水防対策及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の普及啓発に関すること。 八 水防法（昭和二十四年法律第九十二号）の施行に関すること（水防計画の策定に関することに限る。）。</p>
--------------------	--

別表第二河川整備課の項第三号中「（昭和二十四年法律第九十二号）」を削り、「こと」の下に「（他課の分掌に属するものを除く。）」を加え、同項第九号を削り、同表流域水管理課の項を削り、同表砂防防災課の項第四号中「こと」の下に「（普及啓発に関するものを除く。）」を加え、同表水・環境課の項第四号中「推進」を「経営」に改め、同表監察評価課の県庁ふれあい室の項第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表監察評価課の項に次の一号を加える。

- 十 監察局の庶務事務の処理に関すること。
- 別表第二法人検査課の項に次の二号を加える。
- 五 公益法人及び移行法人並びに公益信託に関する事務の調整に関すること。
- 六 徳島県公益認定等審議会の総括に関すること。
- 別表第二法制文書課の項第七号及び第八号を削る。
- 別表第四主任主事の項の次に次のように加える。

<p>主任司書</p>	<p>上司の命を受け、相当の経験を必要とする図書館の専門的事務に従事する。</p>
-------------	---

別表第四主事の項の次に次のように加える。

<p>司書</p>	<p>上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。</p>
-----------	--------------------------------

別表第四主任研究員の項の次に次のように加える。

<p>主任学芸員</p>	<p>上司の命を受け、相当の経験を必要とする博物館、美術館又は鳥居記念館の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に従事する。</p>
--------------	---

別表第四研究員の項の次に次のように加える。

<p>学芸員</p>	<p>上司の命を受け、博物館、美術館又は鳥居記念館の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これらと関連する業務に従事する。</p>
------------	--

別表第五徳島県東部県税局の項中第二号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の払込みに関すること。

別表第五徳島県東部県税局の項中第十四号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同項第十一号中「臨時の学校職員」を「臨時的任用学校職員」に、「任用期間が当該年度の全月に及ぶ」を「電子計算組織による給与計算事務の処理対象となる」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

十一 軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の調定に関すること。

別表第六徳島県消防学校の項の次に次のように加える。

<p>徳島県立保健製薬環境センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 病原微生物に関する試験研究及び検査に関すること。 二 食品衛生に関する試験研究及び検査に関すること。 三 疫学に関する試験研究、検査及び調査に関すること。 四 医薬品等の開発並びに品質、有効性及び安全性に関する試験研究及び技術指導に関すること。 五 医薬品等の製造承認審査に伴う試験検査に関すること。 六 医薬品等の製造管理及び品質管理に関すること。 七 薬用植物の試験栽培及び研究並びに生薬の検査及び研究に関すること。 八 有害物質を含有する家庭用品に関する試験研究及び検査に関すること。 九 環境衛生に関する試験研究及び検査に関すること。 十 大気の汚染、水質の汚濁、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭及び土壌の汚染に関する監視、測定、試験研究及び検査に関すること。 十一 衛生検査技術の研修指導に関すること。 十二 公害防止の技術指導に関すること。 十三 その他保健衛生の向上、環境の保全及び製薬業の振興に関し必要な試験研究、検査等に関すること。
-----------------------	---

別表第六中徳島県立保健製薬環境センターの項を削り、徳島県立埋蔵文化財総合センターの項の次に次のように加える。

<p>徳島県文化の森振興センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 徳島県文化の森総合公園文化施設（以下この項において「文化施設」という。）の運営に関する施策の総合的な推進に関すること。 二 文化施設の予算の総合調整に関すること。 三 美術品等の取得に関すること。 四 その他文化施設の運営に必要な事業の実施に関すること。
<p>図書館</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 図書、記録その他の資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、及び県民の利用に供すること。 二 他の公立図書館、図書室等と緊密に連絡し、協力し、及び図書館資料の相互貸借を行うこと。 三 読書の振興に関する集会等の文化活動のために集会室一及び集会

	<p>室二を利用に供すること。</p> <p>四 その他図書館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</p>
<p>博物館</p>	<p>一 考古、歴史、民俗、美術工芸、動物、植物及び地学に関する実物、標本、模型、文献、写真その他の資料（鳥居龍蔵に関する資料を除く。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 博物館資料に関する調査研究を行うこと。</p> <p>三 博物館資料に関する観察会、講座等の教育普及事業を行うこと。</p> <p>四 考古、歴史、民俗、美術工芸、動物、植物及び地学に関する講座等の文化活動のために博物館講座室を利用に供すること。</p> <p>五 その他博物館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</p>
<p>美術館</p>	<p>一 美術作品及び美術に関する資料（以下「美術館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 美術館資料に関する調査研究を行うこと。</p> <p>三 美術に関する講演会、講座等の教育普及事業を行うこと。</p> <p>四 美術作品の展示のためにギャラリーを利用に供すること及び美術に関する講座等の文化活動のために美術館講座室を利用に供すること。</p> <p>五 その他美術館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</p>
<p>文書館</p>	<p>一 県に関する歴史的文化的価値を有する公文書、古文書、行政資料その他の資料（以下「文書館資料」という。）を収集し、保存し、及び県民の利用に供すること。</p> <p>二 文書館資料に関する調査研究を行うこと。</p> <p>三 文書館資料の展示、文書館資料に関する講座等の教育普及事業を行うこと。</p> <p>四 その他文書館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。</p>
<p>二十一世紀館</p>	<p>一 図書館、博物館、美術館、文書館、二十一世紀館及び鳥居記念館（以下「文化の森各館」という。）の振興に係る企画、広報及び調整に関すること。</p> <p>二 文化に関する情報を集積し、及び情報通信システムによつて県民の利用に供すること。</p> <p>三 演劇、音楽等の公演会、情報処理に係る技術に関する講座等を開</p>

	<p>催すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 四 文化活動のために二十一世紀館の施設を利用に供すること。 五 文化の森各館に係る庶務事務の処理に關すること。 六 文化の森各館に係る予算及び物品に關すること。 七 文化の森各館の施設管理に關すること。 八 その他二十一世紀館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。
<p>鳥居記念館</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 鳥居龍蔵に關する資料（以下「鳥居記念館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。 二 鳥居記念館資料に關する調査研究を行うこと。 三 鳥居記念館資料に關する講座等の教育普及事業を行うこと。 四 その他鳥居記念館の設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

別表第七政策防災部の項第二号中「南海地震対策」を「南海トラフ巨大地震対策」に改め、同表地域創生部の項第十八号中「南海地震対策」を「南海トラフ巨大地震対策」に改め、同項中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十九号中「臨時の学校職員」を「臨時的任用学校職員」に、「任用期間が当該年度の全月に及ぶ」を「電子計算組織による給与計算事務の処理対象となる」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項中第四十号を第三十九号とする。

別表第八第一号中「危機管理部危機管理政策課」を「危機管理環境部危機管理政策課」に改め、同表第二号及び第三号中「危機管理部とくしまゼロ作戦課」を「危機管理環境部とくしまゼロ作戦課」に改め、同表第二十号から第二十五号までを削り、同表第十九号中「県民環境部次世代育成・青少年課」を「未来創生文化部次世代育成・青少年課」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表第十八号中「県民環境部男女参画・人権課」を「未来創生文化部男女参画・人権課」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表第十七号中「県民環境部県民環境政策課」を「未来創生文化部未来創生政策課」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表中第十六号を第二十二号とし、第八号から第十五号までを六号ずつ繰り下げ、同表第七号中「危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第六号中「危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課」に改め、同表第五号中「危機管理部消費者くらし安全局消費者政策課」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第四号中「危機管理部消費者くらし安全局消費者政策課」に改め、同号を「危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課」に改め、同号を同表第三号の次に次のように加える。

<p>四</p>	<p>徳島県環境審議会</p>	<p>危機管理環境部環境首都課</p>
----------	-----------------	---------------------

五	徳島県自動車廃物認定委員会	危機管理環境部環境指導課
六	公害紛争処理法に規定するあつせん委員	危機管理環境部環境管理課
七	公害紛争処理法に規定する調停委員会	危機管理環境部環境管理課
八	公害紛争処理法に規定する仲裁委員会	危機管理環境部環境管理課
九	徳島県環境影響評価審査会	危機管理環境部環境管理課

別表第八第二十六号中「県民環境部スポーツ・文化局県民文化課」を「未来創生文化部県民文化課」に改め、同表第二十七号を削り、同表第二十八号中「県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課」を「未来創生文化部文化資源活用課」に改め、同表第二十七号とし、同表第二十九号中「県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課」を「未来創生文化部文化資源活用課」に改め、同表第二十八号とし、同表の次に次の一号を加える。

二十九	徳島県スポーツ推進審議会	未来創生文化部国際スポーツ局スポーツ振興課
-----	--------------	-----------------------

別表第八第五十二号中「農林水産部林業戦略課」を「農林水産部スマート林業課」に改め、同表第六十八号中「監察局法制文書課」を「監察局法人検査課」に改め、同表第七十三号を第七十九号とし、第六十九号から第七十二号までを六号ずつ繰り下げ、第六十八号の次に次の六号を加える。

六十九	徳島県立図書館協議会	図書館
七十	徳島県立博物館協議会	博物館
七十一	徳島県立近代美術館協議会	美術館
七十二	徳島県立文書館協議会	文書館
七十三	徳島県立二十一世紀館協議会	二十一世紀館
七十四	徳島県立鳥居龍蔵記念博物館協議会	鳥居記念館

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県規則第五十四号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条（見出しを含む。）中「教育機関」を「徳島県教育委員会が所管する教育機関」に改める。

別表第二服務関係事項の項第五号の5中「臨時的に任用される職員及び」を削る。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第二十七号の1中「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同項第五十一号の3中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同3を同号の4とし、同号の2の次に次のように加える。

3 第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理及び同条第三項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第五十六号の4中「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号の5中「第二十五条の七」を「第三十一条」に改め、同号の6中「第二十五条の九第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同号の7中「第二十七条第一項（第三十二条第三項）」を「第六十一条第一項（第六十六条第三項）」に改め、同項中第八十二号を第八十三号とし、第六十二号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第六十一号の4中「決定」の下に「及び同条第二項後段の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給期間の決定」を加え、同号を同項第六十二号とし、同項中第六十号を第六十一号とし、第五十九号を第六十号とし、第五十八号を第五十九号とし、同項中第六十号中「附則第二条第六項」の下に「から第八項まで」を加え、同号を同項第五十八号とし、同項第五十六号の次に次の一号を加える。

五十七 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）に関する次のこと。

1 附則第二条第五項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

2 附則第三条第三項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第二十一号を次のように改める。

二十一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）に関する次のこと

1 第六条第五項の規定による基本構想についての同意

2 第十三条の二第三項の規定による意見の聴取

別表第二の二徳島県東部農林水産局長の項第四十七号中「の締結」の下に「（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）」を加え、同項中第五十一号を第五十二号とし、第四十八号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 農林水産部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、

試験、調査及び用地取得事務の業務の委託で、その対象額が一件二千万円未満（委託契約締結後に契約内容の変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が二千万円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第五十二号中「の締結」の下に、「（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）」を加え、同項第六十一号中「の締結」の下に、「（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）」を加え、同号の3中「操作業務」の下に「及び維持修繕業務」を加え、同号の4中「一般公共海岸区域及び同法第三条第一項に規定する海岸保全区域」を「県が管理する公共海岸」に改め、「巡視業務」の下に「及び維持修繕業務」を加え、同号の8中「巡視業務」の下に「及び当該指定された土地にある砂防設備の維持修繕業務」を加え、同号の9中「巡視業務」の下に「及び当該指定された地すべり防止区域内にある地すべり防止施設の維持修繕業務」を加え、同号の10中「巡視業務」の下に「及び当該急傾斜地崩壊危険区域内にある急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕業務」を加え、同号の12中「巡視業務」の下に「及び維持修繕業務」を加え、同12の次に次のように加える。

13 県土整備部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務の委託で、その対象額が一件二千万円未満（委託契約締結後に契約内容の変更により当初の委託契約額の三十パーセントを超えない範囲内で委託対象額が増加したため当初の委託契約額と当該増加した委託対象額との合計額が二千万円以上となる場合を含む。）の委託契約の締結（債務負担行為に基づく契約の締結を含む。）

別表第二の三徳島県防災人材育成センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県立保健製薬環境センター所長

一 徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による利用の許可
 - 2 第五条第一項の規定による利用の許可の取消し又は利用の中止命令
 - 3 第六条の規定による使用料の徴収
 - 4 第七条第一項の規定による手数料の徴収
 - 5 第八条の規定による使用料等の減免
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十六条第一項の規定による情報の公表（定例的なものに限る。）

三 試験等の成績書等の交付

四 研修生の受入れの承認

別表第二の三徳島県動物愛護管理センター所長の項第六号の2中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改め、同表徳島県南部こども女性相談センター所長及び徳島県西部こども女性相談センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県立図書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）に関する

次のこと（徳島県立図書館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立博物館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立博物館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立近代美術館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（徳島県立近代美術館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

徳島県立文書館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立文書館に係るものに限る。）

二 徳島県立文書館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立二十一世紀館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例に関する次のこと（1及び3については、徳島県立二十一世紀館に係るものに限る。）。

- 1 第三条の規定による施設又は用具の利用の許可
- 2 第四条第一項の規定による観覧料の徴収、同条第二項の規定による使用料の徴収並びに同条第三項の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の免除
- 3 第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

二 徳島県文化の森総合公園文化施設の観覧料及び使用料徴収規則（平成二年徳島県規則第四十九号）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項ただし書の規定による観覧料及び使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定
- 2 第四条ただし書の規定による観覧料及び使用料の全部又は一部の還付
- 3 第五条の規定による観覧料及び使用料に関し必要な事項の決定

三 徳島県文化の森総合公園文化施設における電気の調達に係る事務の処理

四 徳島県文化の森総合公園文化施設の維持及び管理の業務の委託に関する事務の処理

五 徳島県立二十一世紀館協議会に対して諮問し、又は建議を受けること。

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長

一 徳島県文化の森総合公園文化施設条例第五条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除（徳島県立鳥居龍蔵記念博物館に係るものに限る。）

別表第二の三徳島県立保健製薬環境センター所長の項を削り、同表徳島県立総合看護学校長の項第一号の3中「徴収」の下に「及び同条第二項ただし書の規定による入学料の還付」を加え、同項に次の一号を加える。

二 徳島県立総合看護学校管理規則（平成二十二年徳島県規則第三十四号）第九条第三項の規定による授業料の納付の期日の指定

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第一号の9中「徴収」の下に「及び同条第二項ただし書の規定による入学料の全部又は一部の還付」を加え、同項第二号中10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 第二十一条の規定による授業料の納付の期日の指定

別表第二の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項に次の一号を加える。

十七 農業経営基盤強化促進法第十三条の二第三項の規定による意見の聴取（同条第一項第一号の当該二以上の同意市町村の区域が一の徳島県東部農林水産局及び徳島県民局の所管区域を超える場合に限る。）

別表第二の三に次のように加える。

徳島県横断道・幹線道路用地推進センター所長

一 県土整備部の分掌に属する用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務の委託で、その対象額が一件二千万円未満の委託契約の締結

別表第五その二の表地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 委託料	一千万円未満	千万円未満
-------	--------	-------

別表第五その二の表地方自治法第二百三十二条の三の規定による支出負担行為の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第九中「教育機関」を「徳島県教育委員会が所管する教育機関」に改め、同表徳島県立中学校の長の項の項名を「徳島県立中学校及び徳島県立中等教育学校の長」に改め、同表徳島県立図書館長の項から徳島県立鳥居龍蔵記念博物館長の項までを削る。

別表第十第一号中「第四号」を「同表その一の表第四号」に、「その二の表」を「同表その二の表」に改める。

別表第十三第八号の1中「五十九の項」を「五十九の三の項」に改め、「七十六の項」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県規則第五十五号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「をいう。」「の下に「徳島県教育委員会の所管に属する」を加える。

第五条第一項の表第一号6中「副課長及び」を「副課長、」に改め、「副本部長」の下に「及び徳島県文化の森振興センターの副所長」を加え、同号8中「副所長」の下に「、副館長」を加え、同号11中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加え、同表第二号1中「、本部の部長(本部長が指定する者に限る。)」を削り、同号4中「、事務長及び副館長(二人以上の副館長が置かれている二号^{かい}廨にあつては、会計事務について当該二号^{かい}廨の長を補佐する副館長)」を「及び事務長」に改め、同号5及び6並びに同条第二項中「本部及び」を削る。

第二十七条の三第一項の表第一号中「副本部長」の下に「並びに徳島県文化の森振興センターの副所長」を加え、同表第七号を削り、同表第六号中「(次号に掲げる^{かい}廨を除く。)」を削り、同号を同表第七号とし、同表第五号中「、本部」及び「にあつては部長(本部長が指定する者に限る。)」を削り、同号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の一号を加える。

五 徳島県立二十一世紀館

副館長(二人以上の副館長が置かれているときは、会計事務について館長を補佐する副館長)

別表第二中「徳島県防災人材育成センター」を「徳島県防災人材育成センター」に

、「徳島県立保健製薬環境センター」を「徳島県立二十一世紀館」に改め、「徳島県立二十一世紀館」、「徳島県立城ノ内中学校」及び「徳島県那賀警察署」を削る。

別表第三その一の表会計課の項中「徳島県防災人材育成センター」を「徳島県防災人材育成センター 徳島県立保健製薬環境センター」に、「徳島県立保健製薬環境センター」を「徳島県立二十一世紀館」に、「徳島県立二十一世紀館 徳島県立総合教育センター」を「徳島県立城ノ内中学校」を「徳島県立総合教育センター」に改め、同その一の表徳島県南部総合県民局の項中「徳島県阿南警察署 徳島県那賀警察署」を「徳島県阿南警察署」に改める。

(徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第二条 徳島県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年徳島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「県立総合高等学校本部長」の下に「、徳島県文化の森振興センター所長」を、「警察本部の課長」の下に「（隊長並びに運転免許課阿南分室長及び阿波分室長を含む。以下同じ。）」を加え、「本部長及び室長」を「室長」に改める。

第三条 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「規定する課」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加え、「本部」を削る。

第六条第二項中「総合県民局又は」の下に「教育委員会の所管に属する」を加える。

（徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第四条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

（河川法施行細則の一部改正）

第五条 河川法施行細則（昭和四十年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「課内室」を「課」に改め、同条第二号中「流域水管理課」を「水管理政策課」に改める。

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

第六条 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表危機管理部消防保安課又は徳島県総合県民局の項の項名を「危機管理環境部消防保安課又は徳島県総合県民局」に改め、同表徳島県消防学校の項の次に次のように加える。

危機管理環境部環境首都課 又は徳島県総合県民局保健福祉環境部	現地調査業務に従事する職員		作業服上・下	二	二年
	国定公園の風致等の保護並びに利用の監視及び指導の業務に従事する職員		作業服上・下 作業帽	三 一	二年 二年
危機管理環境部環境指導課 又は徳島県総合県民局保健	現地調査業務に従事する職員		作業服上・下	二	二年
	ゴム長靴	作業服上・下	一	二	二年

福祉環境部											福祉環境部
危機管理環境部環境管理課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部											現地調査業務に従事する職員
徳島県立保健製薬環境センター又は徳島県総合県民局保健福祉環境部											保健衛生及び薬事に関する試験研究又は検査に従事する職員
公害防止に関する試験研究、検査等の業務に従事する職員											作業服上・下
ゴム長靴	作業靴	作業帽	防寒服	白衣	作業服上・下	白衣	作業服下	ゴム長靴	作業帽	作業服上・下	二
一	一	一	一	一	三	二	二	一	一	二	二
二年	二年	二年	三年	二年	二年	二年	二年	三年	三年	三年	三年
											徳島県立保健製薬環境センターに勤務する者に限る。

別表県民環境部環境首都課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項から県民環境部環境管理課又は徳島県総合県民局保健福祉環境部の項までを削り、同表県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課の項の項名を「未来創生文化部文化資源活用課」に改め、同項の次に次のように加える。

徳島県立図書館			自動車運転業務に従事する職員		
作業用手袋	ゴム長靴	作業服上・下	六	二	三
一年	三年	二年			

別表農林水産部林業戦略課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、生産基盤課若しくは森林整備課の項の項名を「農林水産部スマート林業課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、生産基盤課若しくは森林整備課」に改める。
 (徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正)

第七条 徳島県物品購入審査委員会規則（昭和四十年徳島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「県民環境政策課長」を「未来創生政策課長」に改める。

第七条中「県立総合高等学校本部長」の下に「、徳島県文化の森振興センター所長」を加え、「本部長及び室長」を「室長」に改める。

（徳島県職員の勤務発明等に関する規則の一部改正）

第八条 徳島県職員の勤務発明等に関する規則（昭和四十一年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「県民環境部長」を「危機管理環境部長」に改める。

（徳島県県有車両管理規則の一部改正）

第九条 徳島県県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

（徳島県用度事業特別会計規則の一部改正）

第十条 徳島県用度事業特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加え、「、本部」を削る。

（徳島県庁舎等管理規則の一部改正）

第十一条 徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項の表万代庁舎の項中「本部、」を削る。

（地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正）

第十二条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十五年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六号中「局長」の下に「、副局長、次長」を加える。

（正木ダム操作規則の一部改正）

第十三条 正木ダム操作規則（昭和五十三年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「流域水管理課」を「水管理政策課」に改める。

（福井ダム操作規則の一部改正）

第十四条 福井ダム操作規則（平成七年徳島県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「流域水管理課」を「水管理政策課」に改める。

（徳島県公文書管理規則の一部改正）

第十五条 徳島県公文書管理規則（平成十三年徳島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げるものを除く。

イ 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

ロ 図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて管理されているもの

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第十六条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則(平成十四年徳島県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

「危機管理部」を「危機管理環境部」に、「県民環境部」を「未来創生文化部」に改める。

(徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則の一部改正)

第十七条 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則(平成二十八年徳島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「県民環境部環境首都課」を「危機管理環境部環境首都課」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県告示第百九十四号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(徳島県営林極印使用規程の一部改正)

第一条 徳島県営林極印使用規程(昭和三十四年徳島県告示第百六号)の一部を次のように改正する。

第十条中「林業戦略課長」を「スマート林業課長」に改める。

(昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号の一部改正)

第二条 昭和四十一年徳島県告示第七百九十五号(徳島県立自然公園を指定する件)の一部を次のように改正する。

「県民環境部環境首都課」を「危機管理環境部環境首都課」に改める。

(平成二十四年徳島県告示第二百十七号等の一部改正)

第三条 次に掲げる告示の規定中「県民環境部環境管理課」を「危機管理環境部環境管理課」に改める。

一 平成二十四年徳島県告示第二百十七号(騒音に係る環境基準の地域類型を指定する件)

二 平成二十四年徳島県告示第二百十八号(騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定する件)

三 平成二十四年徳島県告示第二百十九号(騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件)

四 平成二十四年徳島県告示第二百二十一号(徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を定める件)

五 平成二十四年徳島県告示第二百二十三号(振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定する件)

六 平成二十四年徳島県告示第二百二十四号(特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を定める件)

七 平成二十四年徳島県告示第二百二十五号(振動規制法の規定による知事が指定する区域を定める件)

八 平成二十四年徳島県告示第二百二十七号(悪臭防止法の規定による規制地域を指定する件)

(平成二十六年徳島県告示第百五十二号の一部改正)

第四条 平成二十六年徳島県告示第百五十二号(津波災害警戒区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

「危機管理部とくしまゼロ作戦課」を「危機管理環境部とくしまゼロ作戦課」に改める。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県訓令第3号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県職員服務規程（昭和四十年徳島県訓令第4百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第一条に規定する技能労務職員（以下「技能労務職員」という。）、「臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。ただし、第六章の規定の適用については、技能労務職員を含む。」を削る。

第三条第一項中「職員は」を「職員（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）第一条に規定する技能労務職員及び非常勤職員を除く。第六章を除き、以下同じ。）は」に改める。
第十八条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に認める場合には、総務事務システムにより申請を行い、所属長の承認をもつて、これに代えることができる。

第二十一条第一項中「職員」の下に「（非常勤職員を除く。以下この章において同じ。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

徳島県訓令第第六号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県公印規程の一部改正)

第一条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「危機管理部消防保安課」を「危機管理環境部消防保安課」に改める。

第六条第四項の表消費者くらし安全局の項中「消費者くらし政策課」を「消費者政策課」に改め、同表スポーツ・文化局の項を次のように改める。

国際スポーツ局

スポーツ振興課

(徳島県統計調査調整規程の一部改正)

第二条 徳島県統計調査調整規程(昭和三十七年徳島県訓令第四百九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

(徳島県行政資料管理規程の一部改正)

第三条 徳島県行政資料管理規程(昭和四十三年徳島県訓令第二百八十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

(徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正)

第四条 徳島県土地利用対策会議設置規程(昭和四十八年徳島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

別表危機管理部の項の項名を「危機管理環境部」に改め、同項中「消防保安課」を「消防保安課 環境首都課 環境指導課 環境管理課」に改め、同表県民環境部の項を削り、同表農林水産部の項中「林業戦略課」を「スマート林業課」に改める。

(徳島県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第五条 徳島県職員安全衛生管理規程(昭和六十一年徳島県訓令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

(徳島県法規審議委員会規程の一部改正)

第六条 徳島県法規審議委員会規程(平成十三年徳島県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「県立総合高等学校本部」の下に「、徳島県文化の森振興センター」を加える。

(徳島県文書規程の一部改正)

第七条 徳島県文書規程(平成十二年徳島県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「経営戦略部長」を「監察局長」に改める。

別表徳島県立消防学校の項の次に次のように加える。

徳島県立保健製薬環境センター

和 機 七

別表徳島県立保健製薬環境センターの項を削り、徳島県立埋蔵文化財総合センターの項の次に次のように加える。

徳島県文化の森振興センター

文 機 七

徳島県立図書館

文 機 七

徳島県立博物館

文 機 七

徳島県立近代美術館

文 機 七

徳島県立文書館

文 機 七

徳島県立二十一世紀館

文 機 七

徳島県立鳥居龍蔵記念博物館

文 機 七

(附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正)

第八条 附属機関の委員等の指定に関する訓令(平成十七年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県防災会議の項中「総務課長 県民環境政策課長」を「総務課長」に改め、同表徳島県石油コンビナート等防災本部の項中「危機管理部長」を「危機管理環境部長」に、「総務課長 環境管理課長」を「環境管理課長 総務課長」に改め、同表徳島県交通安全対策会議の項中「消費者くらし安全局消費者くらし政策課長」を「消費者くらし安全局消費者政策課長」に改める。

(徳島県兼務発令に関する規程の一部改正)

第九条 徳島県兼務発令に関する規程(平成二十二年徳島県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条(見出しを含む。)中「危機管理部消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課」に改める。

第四条中「危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課」を「危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課」に改める。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(徳島県立二十一世紀館への兼務)

第八条 徳島県立図書館、徳島県立博物館、徳島県立近代美術館、徳島県立文書館及び徳島県立鳥居龍蔵記念博物館で勤務することを命ぜられた職員は、徳島県立二十一世紀館の兼務を命ぜられたものとする。

(徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部改正)

第十条 徳島県副知事の担任意務に関する規程(令和元年徳島県訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ中「県民環境部」を「未来創生文化部」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

徳島県全国知事会戦略本部設置規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県全国知事会戦略本部設置規程

(設置)

第一条 全国知事会会長県として、全国知事会の委員会やプロジェクトチームの業務状況を、迅速かつ正確に把握するとともに、国に対する政策提言をはじめ全国知事会事務局及び他の都道府県（以下「全国知事会事務局等」という。）と連携して行う活動に対し、全庁を挙げて機動的に対応するため、徳島県全国知事会戦略本部（以下「戦略本部」という。）を設置する。

(構成等)

第二条 戦略本部は、本部長、副本部長、リーダー、サブリーダー及び本部員をもって構成する。

2 本部長、副本部長、リーダー及びサブリーダーは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をもって充てる。

- 一 本部長 政策監補
 - 二 副本部長 経営戦略部副部長
 - 三 リーダー（総務企画担当） 総務課長
 - 四 リーダー（政策調査担当） 総合政策課上席政策調査幹
 - 五 サブリーダー（総務企画担当及び政策調査担当） 総合政策課広域行政室長
- 3 本部員は、総合政策課、東京本部、総務課その他戦略本部の事務に係る所属の職員のうちから、本部長が指名する。

(職務)

第三条 本部長は、戦略本部の事務をつかさどり、副本部長、リーダー、サブリーダー及び本部員を指揮監督する。

2 副本部長は、上司の命を受け、本部長を補佐する。

3 リーダーは、上司の命を受け、指定された事項について戦略本部の事務を総括整理する。

4 サブリーダーは、上司の命を受け、指定された事項について戦略本部の事務を整理する。

5 本部員は、上司の命を受け、戦略本部の事務を処理する。

6 本部長、副本部長、リーダー、サブリーダー及び本部員は、職を保持したまま戦略本部において職務を処理するものとする。

(特別対応チーム)

第四条 本部長は、全国知事会事務局等と連携して特に重要と認める事案に対応するため

、特別対応チームを設置することができる。

2 特別対応チームの構成員は、主管課（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第十三条に規定する主管課をいう。）並びに徳島県南部総合県民局政策防炎部及び徳島県西部総合県民局地域創生部の長等のうちから本部長が指名する。

（庶務）

第五条 戦略本部の庶務は、総合政策課広域行政室において処理する。

（報告）

第六条 本部長は、知事に対し随時戦略本部における業務の処理の状況を報告するものとする。

（雑則）

第七条 この訓令に定めるもののほか、戦略本部に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。